

2017年2月8日 全22頁

生産性を高めて非連続的な変化にも耐える ビジネス環境が急務

日本経済中期予測（2017年2月）9章

経済調査部
主任研究員 溝端 幹雄

[要約]

- 雇用コストの吸収には高い生産性の実現が必要だが、日本のビジネス環境は相対的に後退。世界最先端レベルの規制・行政改革により日本の1人当たりGDP成長率は1%ポイント強の上乗せが可能。日本はスピード感を持ってビジネス環境の改善を進めるべき。

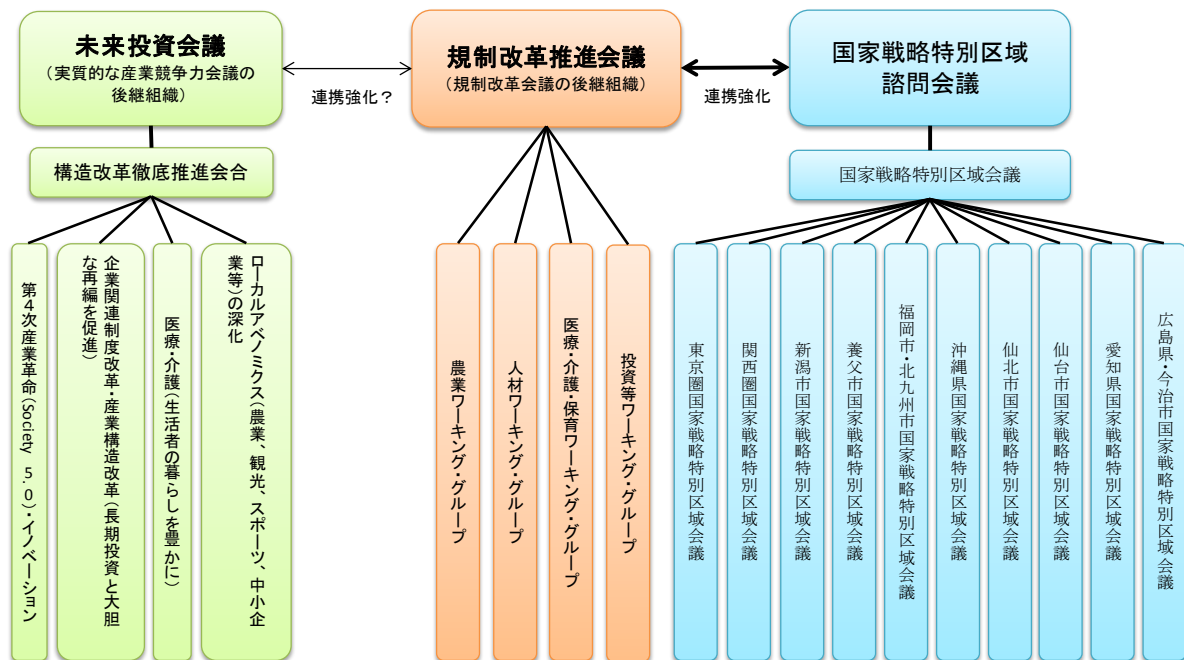
① 昨年新たに設置された2つの会議

2016年9月より、政府は構造改革（成長戦略）の司令塔として新たに「未来投資会議」と「規制改革推進会議」を設置し、本格的な構造改革の議論を開始している。これまで成長戦略関連の議論は、政府内の産業競争力会議や規制改革会議で行われていたが、規制改革会議は2016年7月末までが設置期限だったことから、その後継組織として「規制改革推進会議」が設けられた¹。「未来投資会議」も第4次産業革命を強く意識した会議名となっているが、内容はこれまで産業競争力会議で行っていたものと特段変化はない。さらに同年9月以降は「働き方改革実現会議」も稼働し、現在、これら3つの会議を中心に構造改革の議論が行われている。

しかし以前から指摘されているように、政府の各会議の連携がうまくいっていない点が課題として挙げられており、今回の「規制改革推進会議」では、従来の国家戦略特別区域諮問会議と担当大臣を一致させるなど、相互の連携を明確に意識したものとなっている（図表9-1）。さらに未来投資会議との連携も視野に入れつつ、今後はこれらの会議でより有機的な政策提言が行われることが期待される。

¹ 本会議の設置期限は2019年7月31日までとなっている。

図表 9-1 新設された「未来投資会議」「規制改革推進会議」と国家戦略特区諮問会議の連携



(出所) 首相官邸のウェブサイトより大和総研作成

② 潜在成長率の引き上げに必要なビジネス環境の改善、しかし現状は低迷

各会議の連携は重要である一方で、これまで列挙されてきた成長戦略関連のメニュー数は非常に多く、政府の構造改革に関する議論が散漫だという印象を持つ人々も多かったのではないかと。それぞれは重要な改革ではあるけれども、構造改革に投ずる人的・時間的な制約は大きいことを考えれば、政府はより効果的な政策メニューに絞り、議論・実行していくことが重要だと思われる。

それではどこに焦点を絞ればよいのだろうか。構造改革（成長戦略）の目標は「潜在成長率の引き上げ」である。このところ、規制改革推進会議では農業改革が注目されてきたが、その一方で同会議内には今回から「行政手続部会」が新設されており、そこで日本のビジネス環境を世界最先端にするための取組みも行われている。企業活動が活発になれば、経済の新陳代謝が促されて、イノベーションも起こりやすくなり、生産性の引き上げにより日本の潜在成長率も高まることが期待できる。また、現在、政府が進める働き方改革では、正規労働者と非正規労働者の賃金格差を減らすための取組みが行われているが、これは企業側に立つと、総人件費の上昇につながる。人件費の上昇を維持していくためにはそれに見合う生産性の上昇が必要であるので、働き方改革の実効性を高めるには、同時に企業が生産性を高められる環境整備を政府側も迅速に進めることが、本来は必要であると考えられる。

しかし、世界銀行 [2016a] が毎年公表するビジネス環境ランキング²では、現状の日本のラン

² World Bank [2016a], *Doing Business 2017*, World Bank Group.

キングは先進 35 ヶ国³中 26 位（世界 190 ヶ国・地域中 34 位）と低迷しており（図表 9-2）、2020 年までに先進国中 3 位を目指すという政府目標には程遠い数字だ。OECD35 ヶ国にアジア主要国・地域（香港、シンガポール、台湾、中国）を加えたランキングで見ると、主に起業、資金調達、税・社会保険料支払の環境の悪さが日本のランキングを大きく下げているのが分かる。

図表 9-2 世界銀行ビジネス環境ランキング（2017 年版、OECD35 ヶ国+アジア主要国・地域）⁴

国・地域	総合ラ ンキン グ (OECD)	総合ラ ンキン グ(世 界)	事業設 立	建設許可 取得	電力事 情	不動産 登記	資金調 達	少数投 資家保 護	納税	貿易	契約執 行	破綻処 理	総合 DTF
	Starting a Business	Dealing with Construction Permits	Getting Electricity	Registering Property	Getting Credit	Protecting Minority Investors	Paying Taxes	Trading across Borders	Enforcing Contracts	Resolving Insolvency			
New Zealand	1	1	1	1	34	1	1	1	11	55	13	34	87.01
Denmark	2	3	24	6	14	12	32	19	7	1	24	8	84.87
Korea, Rep.	3	5	11	31	1	39	44	13	23	32	1	4	84.07
Norway	4	6	21	43	12	14	75	9	26	22	4	6	82.82
United Kingdom	5	7	16	17	17	47	20	6	10	28	31	13	82.74
United States	6	8	51	39	36	36	2	41	36	35	20	5	82.45
Sweden	7	9	15	25	6	10	75	19	28	18	22	19	82.13
Estonia	8	12	14	9	38	6	32	53	21	17	11	42	81.05
Finland	9	13	28	40	18	20	44	70	13	33	30	1	80.84
Latvia	10	14	22	23	42	23	7	42	15	25	23	44	80.61
Australia	11	15	7	2	41	45	5	63	25	91	3	21	80.26
Germany	12	17	114	12	5	79	32	53	48	38	17	3	79.87
Ireland	13	18	10	38	33	41	32	13	5	47	90	17	79.53
Austria	14	19	111	49	20	30	62	32	42	1	10	20	78.92
Iceland	15	20	34	70	9	15	62	22	29	66	32	14	78.91
Canada	16	22	2	57	108	43	7	7	17	46	112	15	78.57
Poland	17	24	107	46	46	38	20	42	47	1	55	27	77.81
Portugal	18	25	32	35	50	27	101	70	38	1	19	7	77.40
Czech Republic	19	27	81	130	13	31	32	53	53	1	68	26	76.71
Netherlands	20	28	22	87	45	29	82	70	20	1	71	11	76.38
France	21	29	27	20	25	100	82	32	63	1	18	24	76.27
Slovenia	22	30	49	80	16	34	133	9	24	1	119	12	76.14
Switzerland	23	31	71	68	7	16	62	106	18	37	39	45	76.06
Spain	24	32	85	113	78	50	62	32	37	1	29	18	75.73
Slovak Republic	25	33	68	103	53	7	44	87	56	1	82	35	75.61
Japan	26	34	89	60	15	49	82	53	70	49	48	2	75.53
Hungary	27	41	75	69	121	28	20	81	77	1	8	63	73.07
Belgium	28	42	17	44	60	131	101	63	66	1	52	10	73.00
Mexico	29	47	93	83	98	101	5	53	114	61	40	30	72.29
Italy	30	50	63	86	51	24	101	42	126	1	108	25	72.25
Israel	31	52	41	71	71	126	44	9	96	59	89	31	71.65
Chile	32	57	59	26	64	58	82	32	120	65	56	55	69.56
Luxembourg	33	59	67	7	32	88	170	123	16	1	15	82	68.81
Greece	34	61	56	58	52	141	82	42	64	29	133	52	68.67
Turkey	35	69	79	102	58	54	82	22	128	70	33	126	67.19
Singapore		2	6	10	10	19	20	1	8	41	2	29	85.05
Hong Kong SAR, China		4	3	5	3	61	20	3	3	42	21	28	84.21
Taiwan, China		11	19	3	2	17	62	22	30	68	14	22	81.09
China		78	127	177	97	42	62	123	131	96	5	53	64.28

(注) 総合ランキング(OECD)を除く全てのランキングは世界190ヶ国・地域におけるものである。

(出所) World Bank[2016], *Doing Business 2017* より大和総研作成

³ 2016 年にはラトビア(Latvia)がOECDに加盟した。世界銀行のウェブサイトでは先進諸国をOECD high incomeで区分しており、ラトビア、メキシコ、トルコを除く32ヶ国で構成されていることに注意されたい。本章では先進国をOECD35ヶ国と定義しているが、ビジネス環境を考える上では近隣主要諸国との競争も考慮に入れる必要があるため、必要に応じてアジア主要国・地域(香港、シンガポール、台湾、中国)も対象に加えている。

⁴ 図表 9-2 で示される世界銀行のビジネス環境を測る内容には、行政手続きの数やその対処に要する時間、手数料などの費用、法制度面での強さといったものが含まれる。一方、低金利環境、財政における累積債務残高、マクロ経済の安定性、政治的安定性といった経済・政治的側面は考慮されていない。

そこで9章では、政府の成長戦略でも言及されている、世界銀行が毎年公表する「ビジネス環境ランキング」の要因分解を行い、日本のランキングを政府目標3位に近づけるためには何が必要なのか、試算を行った⁵。さらに、OECDが5年毎に公表する製品市場規制指数（Indices of Product Market Regulation：PMR）を取り上げ、製品市場規制を含む総合的な日本のビジネス環境を数字で確認し、規制・行政改革で1人当たりGDP成長率がどれだけ高まるのかを推計した。

③ 世界銀行のビジネス環境ランキングから何を読み取るのか？

(i) 一貫して低下する日本のビジネス環境ランキング

前掲の図表9-2で示された世界銀行のビジネス環境ランキングがどのように作られているのかを具体的に示したものが、図表9-3である。各国のビジネス環境ランキングは、DTF（Distance to Frontier）と呼ばれるスコアに基づいて決定される。

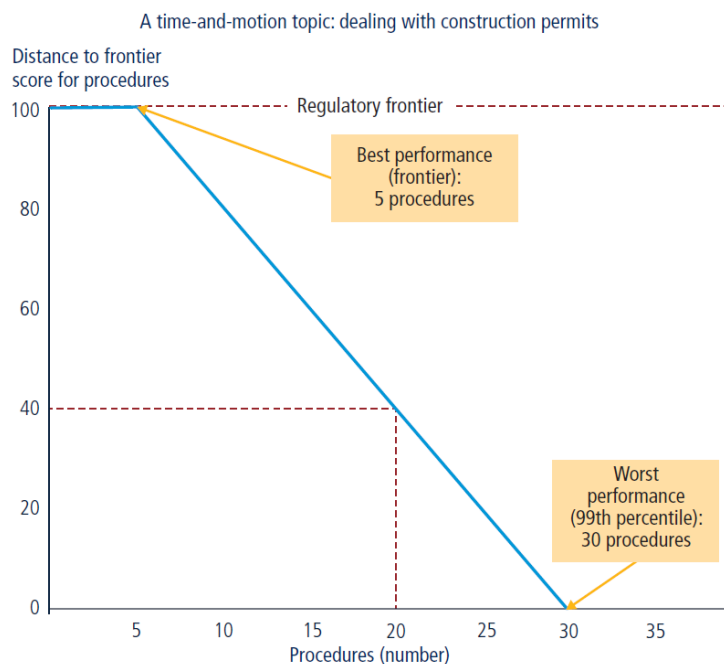
DTFとは、各国のビジネス環境が最先進国からどれだけ後れを取っているのかを数量化したものだ。具体的には、項目毎に最先進国を100、最後進国を0として、各国が両者を結ぶ線形上のどこに位置するのかによって、各国のビジネス環境の水準を数量化している。こうして項目毎に算出されたスコアは、単純平均により上位のスコアへと集計される仕組みとなっている⁶。

⁵ 日本のビジネス環境に関して本章と同じ問題意識で書かれたものには、例えばHaidar and Hoshi[2016]がある。彼らは日本がビジネス環境を改善させるために取るべき改革案を列挙し、それらの改革のしやすさを「法改正の必要性」と「政治的抵抗の程度」の2つに分けて分析している（Haidar, J. I. and T.Hoshi[2016],

“Implementing Structural Reforms in Abenomics: How to Reduce the Cost of Doing Business in Japan,” mimeo.）。一方、本章の分析の特徴は、①最新（Doing Business 2017に掲載されている2016年6月1日時点[税等の支払いのみ2015年時点]）のデータを用いていること、②行政手続きに伴う数、時間、費用の3つに関する削減率で場合分けをしたケースでの詳細なランキングをシミュレーションしていること、の2点である。

⁶ 但し、極端な異常値（outlier）は排除されており、一部項目の集計では加重平均が採用されている。

図表 9-3 Distance to Frontier (DTF) によるビジネス環境の
数量化



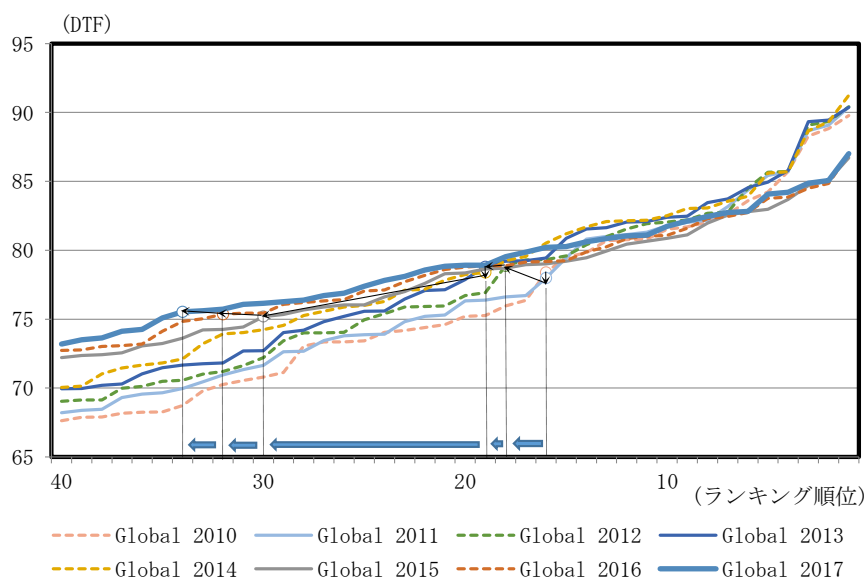
(出所) World Bank[2016], *Doing Business 2017* より大和総研作成

DTF とランキング順位の関係は、計算方法の違いや対象国の拡大だけでなく、他国の改善度合いの影響もあって毎年変動する。図表 9-4 は、2010 年版（背景となるデータは 2009 年）から直近の 2017 年版（同 2016 年）までのビジネス環境ランキングと DTF の関係についてグラフ化し、さらに各時点の日本の DTF およびランキングがどのように変化してきたのかを描いたものだ。

これを見ると、日本の総合的な DTF (Global) は改善する局面もあったが、一貫してランキングは低下していることが分かる。その原因は手法変更の影響もあるが、日本以上に下位にある他国の DTF が改善し、グラフが大幅に上方へシフトしたことが大きい。

DTF のグラフが年々上方にシフトしているということは、他国が揃って最先進国とのビジネス環境のギャップを埋めつつあることを示している。したがって、日本のビジネス環境ランキングを上げるには、他国を上回るスピードで日本のビジネス環境を改善していくことが必要だ。

図表 9-4 ビジネス環境ランキングと DTF の関係（日本の場合）



(注)各グラフの白丸は日本の順位およびDTFの値を示す。横軸のランキングは右端が1位である。
 (出所)World Bank, *Doing Business* (各年版)より大和総研作成

(ii) 日本のビジネス環境の構成項目 (DTF) の推移

以下では、ランキングを算出する基となる DTF を使って、日本のビジネス環境の経年変化について見ていく⁷。

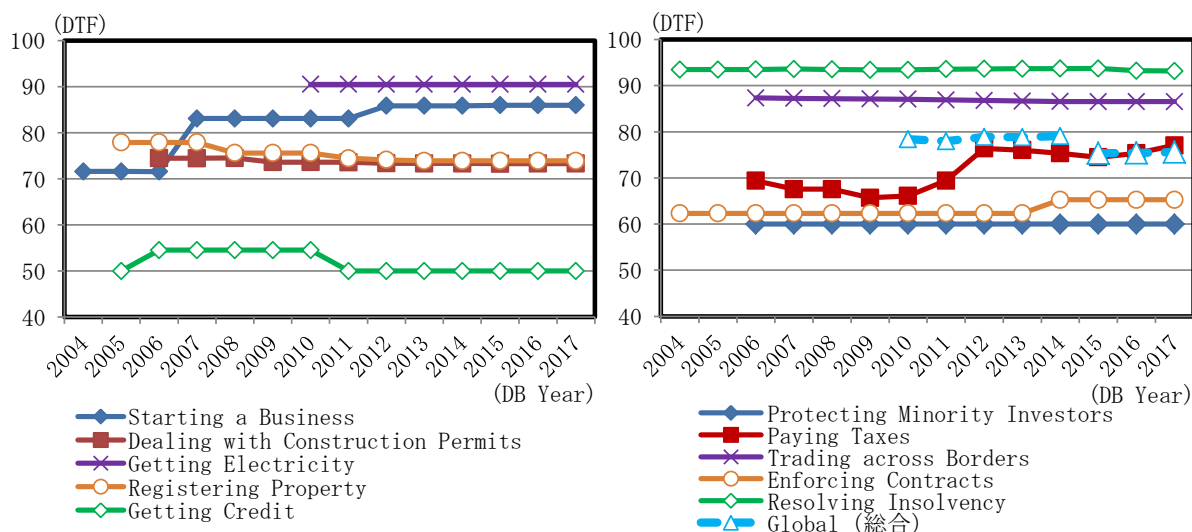
図表 9-5 は、全体を構成する 10 個の構成項目と全体を表す Global の推移を描いたものである。長期的に見ると、起業に関する Starting a Business、税・社会保険料関連の Paying Taxes、契約の履行に関する Enforcing Contracts は改善する一方、資金調達関連の Getting Credit、不動産登記関連の Registering Property、建設許可に関する Dealing with Construction Permits 等はやや悪化している。その結果、総合 (Global) の DTF はわずかに改善している。

しかし、各項目における DTF の水準には相当の差がある。例えば、電力事情関連の Getting Electricity、破産処理に関する Resolving Insolvency、貿易取引関連の Trading across Borders の DTF はかなり高い数字であり、最近では Starting a Business の水準も上がってきている。その反面、資金調達関連の Getting Credit、少数投資家保護の程度を示す Protecting Minority Investors、Enforcing Contracts の DTF の水準は低く、これらがランキングの足を引っ張っていることが分かる⁸。

⁷ 計算方法等の違いにより、DTF に複数の系列が存在する場合には、直近のデータに合わせる形で接続した。

⁸ 日本についての詳細は、World Bank[2016b], *Doing Business 2017: Economy Profile 2017 Japan*, World Bank Group, もしくは、溝端幹雄[2016]「[日本のビジネス環境ランキングを上げるには何をすべきか？—行政手続きの数・時間が3分の1、費用半減で3位は射程圏内に](#)」大和総研 経済構造分析レポート No. 55 (2016年12月27日)を参照のこと。

図表 9-5 日本のビジネス環境の構成項目 (DTF) の推移



(注1) データは東京のみ。推計方法の違いで複数系列がある場合、直近のデータに合わせて接続。

(注2) globalは全ての構成項目を総合した数字。2つの系列は接続できないため併記している。

(出所) World Bank, *Doing Business* (各年版)より大和総研作成

Starting a Business /Enforcing Contracts

まずは図表 9-6 左の起業（事業設立）のしやすさを表す Starting a Business を見る。近年は改善してきているものの、個別で見たランキングでは、日本のこの項目が最も低くなっている（世界で 89 位）。その背景には、日本の最低資本金は世界トップレベルにあるが、起業時に発生する手続きの数が相対的に多い（現在 8 個）という課題があるためだ。

法人設立登記や税・社会保険に関する申請はどの国でも必要な手続きとなっているが、最先進国群ではそれらがオンライン上で統一的に処理されており、結果、手続きの数は 1～2 個と非常に少なくなっている。日本では法人名の重複をオンライン上で検索することは可能だが、その他の手続きはオンライン化されていないものも多く、また申請窓口も別々となっており、これらが手続きの数を増やす要因となっている。

これと関連して、近年改善している時間についてもまだ改善の余地がある（現在 11.2 日）。世界銀行の資料によると、東京では起業する場合に社印作成や印鑑登録証明書の入手で 3 日⁹、そして法務省法務局（以下、法務局）への法人登記でも 3 日要するとされており、これらの手続きで全体の半分も時間を取られている。さらに、上で述べた手続きの合理化やオンライン化も進んでいないため、処理に時間が掛かっている側面もある。最先進国群では、半日から 3 日程度で全ての起業手続きが終了しているのが現状だ¹⁰。

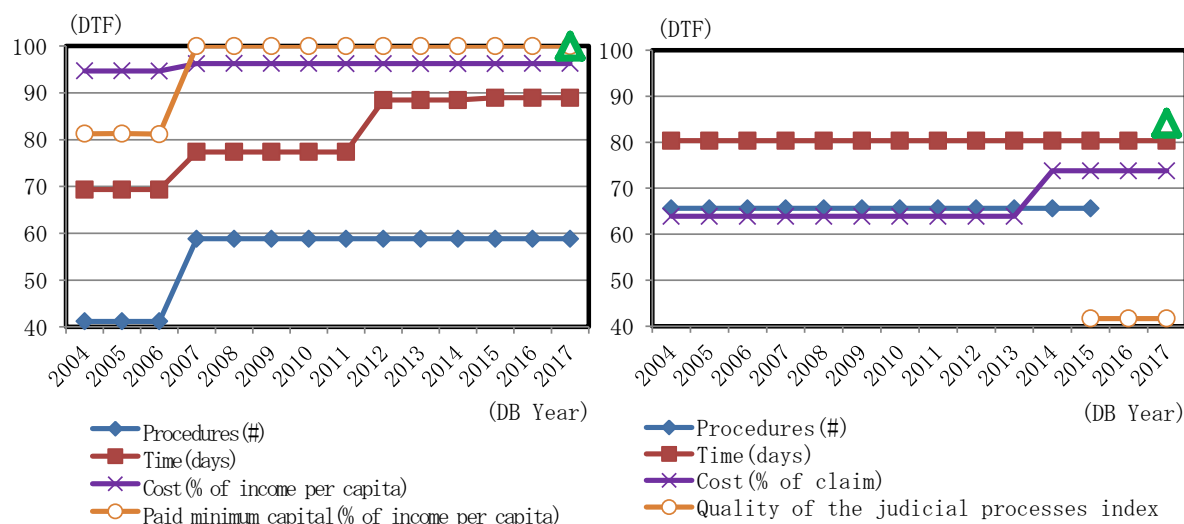
⁹ World Bank[2016b]では社印作成 (Make a company seal) で 3 日必要と書かれているが、その後の法人登記の際に印鑑証明書の提出が必要なため、この 3 日には印鑑証明書の取得までの時間も含まれる可能性がある。

¹⁰ 詳細については、溝端 [2014] も参照されたい (溝端幹雄[2014]「[成長戦略の効果を削ぐ隠れた要因－電子行政の徹底等による行政手続きの合理化が急務](#)」大和総研 経済構造分析レポート No. 23 (2014 年 4 月 11 日))。

一方、起業時における費用の DTF を引き下げている原因は、法人登記時に発生する手数料の高さ（1人当たり所得の7.5%¹¹）である。これを引き下げることが今後の課題となろう。

起業分野の最先進国は緑の△で示されるニュージーランドであり、4つの項目を合計した DTF はほぼ 100 だ。ニュージーランドでは全ての手続きがオンライン化されているため、手続き数はわずか1個である。また、オンラインで手続きすれば DTF を算出する際に 0.5 日と見做すルールを適用して、ニュージーランドにおける時間は 0.5 日と最短となっている。

図表 9-6 Starting a Business (左) /Enforcing Contracts (右) 各項目の DTF



(注1) データは東京のみ。推計方法の違いで複数系列がある場合、直近のデータに合わせて接続。

(注2) Starting a business は日本の男女系列の数字に違いがないため、男性系列のみ表示。

(注3) Enforcing contracts における Quality of the judicial processes index は 2 系列存在するが、両者とも数字が同じため、ここではより時系列の長い「性別を考慮しない系列」で表示。

(注4) 2017年版の最先進国の DTF は緑色の△で表示。

(出所) World Bank, *Doing Business* (各年版) より大和総研作成

図表 9-6 右で示す Enforcing Contracts では、企業が締結する契約に違反が生じた場合、裁判所を通じてそれがどれだけ円滑に履行されるのかが、時間、費用、司法手続きの質の 3 つの項目によって示されている。

これを見ると、日本では構成項目のうち時間の DTF は最も高くなっているが、実際の所要時間は 360 日と時間が掛かっている（うち審理・判決で 280 日を要する）。費用の面では、請求額に対する手数料が 23.4% でそのうち弁護士費用が最も多い（18.5%）。さらに、司法手続きの質に関する指標（Quality of the judicial process index）が日本では非常に低い。代替的な紛争解決手段などは比較的良いが、ビジネス紛争を専門に扱う商事裁判所などの機能が不十分なこと、電子化による訴訟管理（Case management）や裁判所業務の自動化（Court automation）で

¹¹ 設立登記時の手数料は、資本金額の 0.7% もしくは 6 万円のどちらか高い方（登録免許税、合同会社の場合）と印鑑証明書発行時の 450 円を合計した金額から計算している。ここでは事業立ち上げ時の資本は 1 人当たり GNI の 10 倍と仮定されている。

低評価だ。

図表 9-7 Starting a Business (上) /Enforcing Contracts (下) の小項目 (最先進国群と日本、2017年版)

Procedure (number)		Time (days)		Cost (% of income per capita)		Paid-in min. capital (% of income per capita)	
New Zealand	1	New Zealand	0.5	Slovenia	0.0	United Kingdom	0
Korea, Rep	2	Hong Kong SAR, China	1.5	United Kingdom	0.1	Ireland	0
Hong Kong SAR, China	2	Canada	1.5	Denmark	0.2	New Zealand	0
Canada	2	Singapore	2.5	Ireland	0.2	Canada	0
Taiwan, China	3	Australia	2.5	New Zealand	0.3	Hong Kong SAR, China	0
Japan	8	Japan	11.2	Japan	7.5	Japan	0

Time (days)	Cost (% of claim)	Quality of judicial processes index (0-18)			
Singapore	164	Iceland	9	Australia	15.5
New Zealand	216	Luxembourg	9.7	Singapore	15.0
Norway	280	Norway	9.9	United Kingdom	15.0
Korea, Rep	290	Korea, Rep	12.7	Korea, Rep	14.5
Sweden	321	Slovenia	12.7	China	14.3
Japan	360	Japan	23.4	Japan	7.5

(注1) 日本の数字が端数になっている箇所があるのは、東京と大阪の各数字を人口で加重平均しているため。

(注2) 最先進国群はOECD35ヶ国+アジア主要国・地域(香港、シンガポール、台湾、中国)の中で日本を除く上位5ヶ国・地域を取り上げた。

(出所)世界銀行[2016], *Doing Business 2017* より大和総研作成

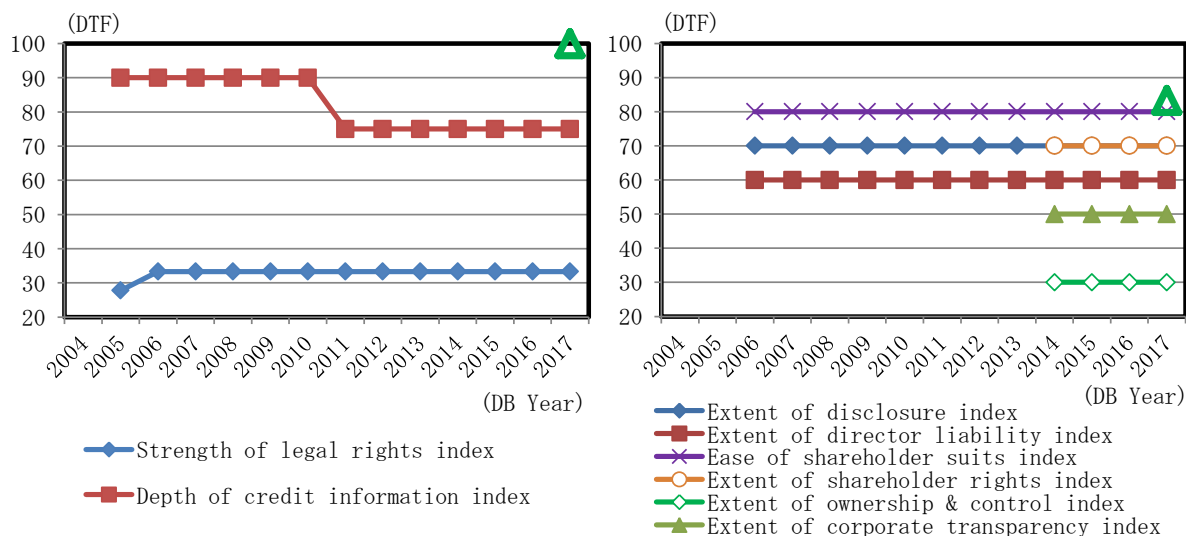
Getting Credit/Protection Minority Investors

日本のDTF(ひいてはランキング)を大きく引き下げているのは、制度的な面で企業が資金調達しやすいのかどうか(負債側の環境)を示すGetting Creditと、少数投資家保護の程度(資本側の環境)を示すProtection Minority Investorsだ。すなわち、企業金融面において日本は制度的な課題が多いことを示している。

図表 9-8 左は Getting Credit を示しているが、日本の場合、法的権利の強さを表す指標(Strength of legal rights index)が非常に低い水準である。例えば、借り手と貸し手の担保法による権利保護や、担保を持つ債権者の破産法による権利保護が弱いという課題、より具体的には、担保取引の際に動産担保権の拡張性に関する統一的な法的枠組みがないことや、事業の清算時には担保を持つ債権者が優先的に弁済を受けられないことなどの面で問題がある。

また、貸借取引を円滑に進めるためには、特に借り手の取引履歴に関する情報が必要だが、こうした信用情報の厚み(Depth of credit information index)の点でも日本は改善の余地がある。個人と企業の両方に関する信用情報が提供されていない点や、金融機関が借り手の信用力を評価する際に信用情報が付加価値サービスとして提供されていない点が指摘されている。

図表 9-8 Getting Credit (左) / Protection Minority Investors (右) 各項目の DTF



(注1) データは東京のみ。推計方法の違いで複数系列がある場合、直近のデータに合わせて接続。

(注2) 2017年版の最先進国のDTFは緑色の△で表示。なお、Protection Minority Investorsの表記は2015年版より変更された。

(出所) World Bank, *Doing Business* (各年版)より大和総研作成

図表 9-9 Getting Credit (左) / Protecting Minority Investors (右) の小項目 (最先進国群と日本、2017年版)

Strength of legal rights index (0-12)		Depth of credit information index (0-8)		Extent of conflict of interest regulation index (0-10)		Extent of shareholder governance index (0-10)	
New Zealand	12	New Zealand	8	Singapore	9.3	Norway	8.3
United States	11	United States	8	New Zealand	9.3	Sweden	8.0
Australia	11	Mexico	8	Hong Kong SAR, China	9	Slovenia	7.7
Mexico	10	Latvia	8	Canada	8.7	Korea, Rep	7.7
Hungary	10	Canada	8	Ireland	8.7	Denmark	7.7
Japan	4	Japan	6	Japan	6	Japan	5

(注1) 右側にあるExtent of conflict of interest regulation indexは、Extent of disclosure index, Extent of director liability index, Ease of shareholder suits indexの単純平均、Extent of shareholder governance indexは、Extent of shareholder rights index, Extent of ownership & control index, Extent of corporate transparency indexの単純平均である。

(注2) 最先進国群はOECD35ヶ国+アジア主要国・地域(香港、シンガポール、台湾、中国)の中で日本を除く上位5ヶ国・地域を取り上げた。

(出所) 世界銀行[2016], *Doing Business 2017* より大和総研作成

一方、図表 9-8 右は少数投資家に対する保護の程度を示している¹²。特に株主によるガバナンス (Extent of shareholder governance index) の点で改善余地が大きいことが分かる。具体的には、CEO と取締役会会長が兼任可能である点や役員報酬の情報開示がなされていないなど、

¹² Protection Minority Investors を構成するのは、株主によるガバナンスの程度を示す Extent of shareholder governance index (Extent of shareholder rights index, Extent of ownership & control index, Extent of corporate transparency index の単純平均) と、利害対立に関する規制の程度を示す Extent of conflict of interest regulation index (Extent of disclosure index, Extent of director liability index, Ease of shareholder suits index の単純平均) の2つである。

株主による企業所有・支配の強さ (Extent of ownership and control index) や企業の透明性 (Extent of corporate transparency index) の点において、数字が非常に低くなっている。

また、利害対立に関する規制 (Extent of conflict of interest regulation index) についても、取締役の責任 (Extent of director liability index) などの点で数字は高くない。

これらが示唆するのは、日本では債権者や株主などの資金提供者に対する法的保護が、世界的なレベルから見てもまだ不十分であるということだ。

もちろん、実態としては長期的取引関係に基づく商慣習などで企業行動がコントロールされてきた側面があり、世界銀行の指標はこうした実態を反映していないという反論もあるだろう。しかし、海外のステークホルダーも多数参加する時代には、商慣習などの暗黙のルールに依拠しない、明文化されたルールに基づく法的保護、つまり市場機能を高める制度整備が必要だ。さらに、そうしたルールに基づくコントロールにおいて実効性を担保するには、情報公開の徹底、企業行動を監視する規制当局の強化、違反者に対する制裁を行う裁判所機能の強化も必要である。このように市場機能を高めるには、規制緩和を行う分野と規制強化を行う分野のバランスを見直していく規制改革が非常に重要だ。既存のビジネス環境から市場機能を活かしたビジネス環境へ移行していくことが、日本の今後の大きな課題の一つであると考えている。

Paying Taxes

企業が納める税・社会保険料の負担の軽さに関する Paying Taxes は、従来は日本で最もランキングの低い項目であった。しかし最近では、手続きに要する時間が大幅に短縮されつつあり、DTF・ランキング共に改善に向かっている。日本では財政健全化の目標があるため、法人実効税率をはじめとする企業の実質的な税・社会保険料負担の大幅な削減は期待できないかもしれないが、手続きの数と時間を抑えることができれば、この分野はまだ改善の余地が大きい¹³。

実際、図表 9-10 で見るように、日本の手続きの数は年間 14 個、時間は年間 175 時間である。最先進国を見ると、手続き数は香港で年間 3 個、時間はルクセンブルクで年間 55 時間である。

溝端 [2014]¹⁴でも指摘したように、海外では関連する複数の税や社会保険（年金、医療、雇用、労災など）の納付申請をオンライン上で統一する動きが強まっているが、日本では個々の申請でオンライン化されているものがあっても、複数のオンライン申請が併存している¹⁵という

¹³ Lawless [2013] は、税の複雑さを 10%削減することは、法人実効税率を 1%ポイント削減するのと等しいと指摘している。詳しくは、Lawless, M. [2013], “Do Complicated Tax Systems Prevent Foreign Direct Investment?” *Economica* 80(317), 1-22. を参照のこと。

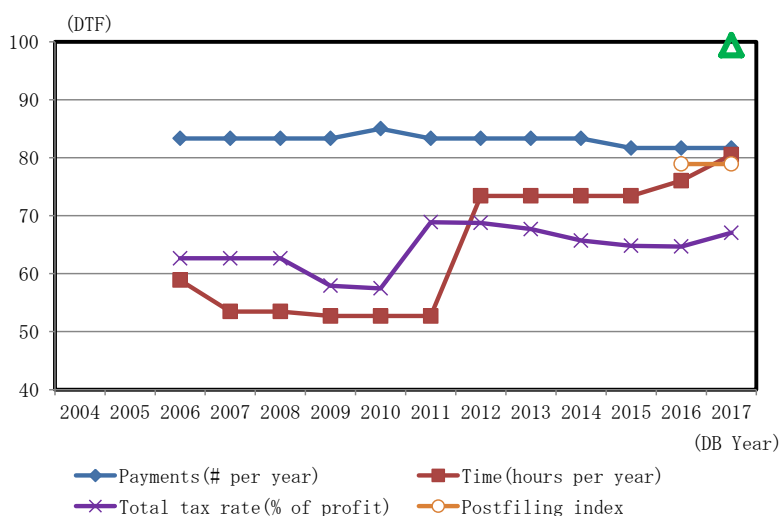
¹⁴ 溝端 [2014] も参照のこと。ただし、世界銀行 [2016a] も指摘するように、e-Tax の導入もあって、以前よりは企業の納税手続きは容易になっている。

¹⁵ 例えば、企業が東京都に存在する場合、①法人税、②消費税、③地方法人税、④厚生年金保険料・健康保険料・児童手当拠出金、⑤労災保険料と雇用保険料、⑥法人事業税と法人都民税、⑦固定資産税（土地・家屋）と都市計画税、⑧固定資産税（償却資産）といった税目では手続きのオンライン化が実現しているが、それらは統合されておらず、8 個のオンラインが別々に稼働している。さらに、印紙税、登録免許税、自動車重量税、自動車税、不動産取得税などはオンライン化もされていない。なお、従来はカウントされていた事業所税 (Business premises tax) がなくなり、今回新たに地方法人税 (Local corporation tax) が追加されている。

問題がある。さらに、他国ではあまり見られない税目（例えば登録免許税）の申請が必要なこともあり、それも手続き数が多くなっている原因だ。

また時間については、ここ数年、355 時間（2011 年版）→221 時間（2012 年版）→204 時間（2016 年版）→175 時間（2017 年版）と大きく改善している。法人税や社会保険料の支払いに要する時間が少なくなっているため、これが Paying Taxes のランキングを引き上げている。

図表 9-10 Paying Taxes 各項目の DTF



(注1) データは東京のみ。推計方法の違いで複数系列がある場合、直近のデータに合わせて接続。
(注2) 2017年版の最先進国のDTFは緑色の△で表示。
(出所) World Bank, *Doing Business* (各年版)より大和総研作成

図表 9-11 Paying Taxes の小項目（最先進国群と日本、2017年版）

Payments (number per year)	Time (hours per year)	Total tax rate (% of profit)	Postfiling index (0-100)
Hong Kong SAR, China 3	Luxembourg 55	Singapore 19.1	Hong Kong SAR, China 98.6
Norway 4	Switzerland 63	Luxembourg 20.8	Estonia 98.6
Singapore 5	Singapore 66.5	Canada 21.0	Austria 98.5
Sweden 6	Hong Kong SAR, China 74	Hong Kong SAR, China 22.9	Latvia 98.1
Mexico 6	Ireland 82	Denmark 25.0	Germany 97.5
Japan 14	Japan 175	Japan 48.9	Japan 78.9

(注) 最先進国群はOECD35ヶ国+アジア主要国・地域(香港、シンガポール、台湾、中国)の中で日本を除く上位5ヶ国・地域を取り上げた。
(出所) 世界銀行[2016], *Doing Business 2017* より大和総研作成

総合的な税率（社会保険料率も含む）も法人税率の引き下げに伴いやや改善しているが、地方法人税の新たな導入、法人住民税等の地方税や年金保険料の引き上げの影響もあり、総合税率で見ると改善度合いは弱いものとなっている。もちろん、年金保険料の引き上げが2017年で終了することや、近年の高い積立残高を背景に雇用保険料率の低下も予想されるが、医療保険料は今後もさらに引き上げられる可能性が高い。よって、たとえ法人実効税率が下がっても、

総合税率の低下はあまり期待できないものと思われる。

さらに、付加価値税（消費税）の還付、法人税の監査、行政に対する不服申し立ての手続きに要する時間を示した指標（Postfiling index）の数字が低くなっているが、これは特に法人税の監査に関する法令順守に日本は時間が掛かっているためである。

（iii）日本のランキングを先進国中3位に上げるには何をすべきか？

以上の分析をまとめると、これまで日本のビジネス環境ランキングを大きく引き下げてきた、起業や税・社会保険料の支払いに関するビジネス環境はやや改善してきた。しかし、全体的に行政手続きに要する数や時間がまだ多く、さらに債権者や株主に対する権利保護、企業の情報開示、司法手続きといった法制度に関わる質の面でも改善の余地がある。企業の多様なステークホルダーにも配慮した、簡素・明瞭なビジネス環境の整備が今後の日本の課題と言える。

そこでここでは、ビジネス環境の改善度合いが比較的明確に把握できる項目、具体的には行政手続きの数（Procedures or Payments）と所要時間（Time）、費用（Cost）を対象を絞った上で、それらの改善により日本のビジネス環境ランキングがどれだけ上昇するのかを試算した（図表9-12）¹⁶。その際、他の項目は現状と変わらないと仮定し、まず行政手続きの数と所要時間だけが、現状、現状の4分の3、同2分の1、同3分の1、同4分の1、そして最先端と同じになる6つのケースを考え、さらにそれぞれのケースにおいて、費用が現状、現状の4分の3、同2分の1、同3分の1、同4分の1、そして最先端と同じになる6つのケース、合計36のケースを考えることにする¹⁷。

まず、全ての大項目に含まれる手続きの数・時間が現状と同じであれば、仮に費用を最先端と同じにしても、日本のランキングは17位止まりである。

一方、費用を現状維持としたまま、手続きの数・時間を4分の3にする、比較的緩やかな改善を行うケースでは、日本のビジネス環境ランキングは先進国中17位となるものの、同時に費用を半減すれば同14位、最先端と同じにすると同9位まで上昇する。

さらに手続きの数・時間を半分にしたケースになると、費用は現状のままでランキングは先進国中11位まで上がる。この場合、費用半減でランキングは同8位、費用最先端のケースでは同4位となって政府目標をほぼ達成できる計算となる。

仮に手続きの数・時間を3分の1にした場合には、費用がそのままのケースで日本のビジネス環境ランキングは先進国中8位まで上昇する。加えて、費用を半減するだけでランキングは4位まで上がり、もし費用が最先端となれば、日本のビジネス環境ランキングは韓国を越えてデンマーク（DTF=84.87）に次ぐ先進国3位となり、政府目標は達成される。

¹⁶ もちろん、各項目の改善の難易度には違いがあって簡単にDTFを引き上げるのは難しい場合も多いことや、法制度の質を測る指標は専門家によるアンケートの回答に基づいて指標化していることもあり、ここではあくまで機械的なシミュレーションである点に留意されたい。

¹⁷ 行政手続きの数、時間、費用を減らす場合、現在の最先進国を超えることはないかと仮定する。

図表 9-12 日本のビジネス環境ランキングに関するシミュレーション

	現状	費用											
		現状		4分の3		2分の1		3分の1		4分の1		最先端	
		DTF	順位 上段:先進国 (下段:世界)	DTF	順位 上段:先進国 (下段:世界)	DTF	順位 上段:先進国 (下段:世界)	DTF	順位 上段:先進国 (下段:世界)	DTF	順位 上段:先進国 (下段:世界)	DTF	順位 上段:先進国 (下段:世界)
手 続 き 数 ・ 時 間	現状	75.53	26 (34)	76.28	21 (29)	77.03	19 (26)	77.53	18 (25)	77.78	18 (25)	78.52	17 (23)
	4分の3	77.97	17 (24)	78.72	16 (22)	79.47	14 (19)	79.97	12 (17)	80.22	12 (16)	80.96	9 (13)
	2分の1	80.26	11 (15)	81.01	9 (13)	81.76	8 (10)	82.26	7 (9)	82.51	6 (8)	83.26	4 (6)
	3分の1	81.69	8 (11)	82.44	7 (9)	83.19	4 (6)	83.69	4 (6)	83.94	4 (6)	84.68	3 (4)
	4分の1	82.25	7 (9)	83.00	4 (6)	83.75	4 (6)	84.25	3 (4)	84.50	3 (4)	85.24	2 (2)
	最先端	82.92	4 (6)	83.67	4 (6)	84.42	3 (4)	84.92	2 (3)	85.17	2 (2)	85.91	2 (2)

(注1)各順位は2017年版の数字に基づいたもの。

(注2)手続き数、時間、費用を減らすと現状の最先進国を超える場合は、最先進国の数字と同じになっているようにしている。それ以外の小項目は一定と仮定。

(出所)世界銀行[2016], *Doing Business 2017* より大和総研作成

もしこれらの条件が全て揃わなくても、例えば手続きの数・時間が3分の1、費用を半減できるケースにおいて、他の小項目を幾分改善することができれば政府目標3位の達成は可能だ。例えば、日本で非常に低くなっている負債に関する貸し手・借り手の法的権利の強さ（Strength of legal rights index）を4から6に上げれば（最高は12）、日本のDTFは84.19まで上昇し、このケースでも先進國中3位となる。

費用だけを最先端に合わせるとランキングは9つ（26位→17位）上がるが、手続き数と時間を共に最先端にすればランキングは22（26位→4位）も上昇する。さらに手続き数と時間を分離して個々の限界効果を見ると、時間が最もランキングを上げる効果が大きく、次いで手続き数、費用の順で効果が小さくなるのが分かる（詳しくは溝端 [2016] を参照）。

しかし実際は、3つの変数の間における改善の容易さは異なるであろう。そのため、日本のビジネス環境ランキングを2020年までに先進國中3位まで引き上げていくには、時間も含む現状の様々な制約を踏まえて、適切な3つの変数の組み合わせを選択し、それに加えて他の変数についても改善していくことが、現実的な対応策となるのではないかと。

(iv) 行政手続きの簡素化などで政府目標は達成可能、ただかなりのスピード感が必要

以上から、日本のビジネス環境ランキングは、もし全ての手続きの数と時間が3分の1にまで減少すれば先進國中8位まで上昇し、加えて行政手続きの手数料（費用）が半減すれば同4位まで上昇する。さらに負債に関する貸し手・借り手の法的権利を強化すれば、政府目標の先進國中3位も射程圏内に入ることが分かった。

但し、他国は日本以上にビジネス環境の整備を加速させているため、他国との相対的優位性で決まるランキングを上げるには、日本はかなりのスピード感で対応することが求められる。

もちろん、世界銀行のビジネス環境ランキングが実際のビジネス環境を完全に描写しているわけではないことや¹⁸、近年は他機関でもビジネス環境に関連する指標¹⁹を作成していることから、それらを含めた総合的な判断が必要なのは言うまでもない。さらに、図表 9-13 で示される、政府が 2017 年 1 月に公表した事業者に対する規制・行政手続きの負担感に関する調査結果によると、世界銀行では対象外だった「補助金の手続」や「調査・統計に対する協力」でも日本の企業はかなりの負担感を感じており、これら手続きの簡素化・合理化も忘れるべきではない。

図表 9-13 事業者はどのような規制・行政手続きに負担感を感じているのか？

順位	手続き(分野)	アンケート項目名(内容)
①	営業の許可・認可に係る手続	営業の許可・認可(所管官庁の事業法を含む)に係る手続(変更申請、事業報告、届出等) 事業開始の許可・認可(いわゆる営業許可や認可(届出も含む))に係る手続 営業許可・認可の承継手続
②	社会保険に関する手続	社会保険に関する手続(事業開始時) 社会保険の行政窓口への届出(事業終了時、事業承継時)
③	国税	法人税、所得税、消費税等の申告・納付 国税に関する税務署への届出(事業開始時、事業終了時)
④	地方税	事業税、都道府県民税、事業所税等の申告・納付 地方税に関する地方自治体(都道府県、市町村)への届出(事業開始時、事業終了時)
⑤	補助金の手続	補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、添付書類の作成・収集) 補助金の事後手続(実績等報告、確定検査等)
⑥	調査・統計に対する協力	
⑦	従業員の納税に係る事務	所得税(源泉徴収、年末調整)、住民税
⑧	従業員の労務管理に関する手続	就業規則の届出その他労働法令遵守のための手続(事業開始時)
⑨	商業登記等	定款認証手続(事業開始時) 商業登記(会社設立登記)(事業開始時) 法人の解散・清算の登記(事業終了時) 商業登記(会社情報(代表者名等)の変更登記)(事業承継時)
⑩	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行	就労証明書、源泉徴収票等の発行

(注1)日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会の加盟企業を対象に調査を実施。3団体合計で818の回答を得た。

(注2)調査対象期間は2016年11月。

(出所)内閣府 規制改革推進室「事業者に対するアンケート調査の結果の取りまとめ」(平成29年1月19日)より大和総研作成

世界銀行のビジネス環境ランキング等で示された、行政手続きの簡素化、少数投資家保護、契約の実効性を高める法整備は、近年の研究において実証的にも企業活動を活発化させる重要な要因であることが分かってきている²⁰。企業が本業に集中しつつ、企業とステークホルダー

¹⁸ 例えば、Besley, T. [2015], “Law, Regulation, and the Business Climate: The Nature and Influence of the World Bank Doing Business Project,” *Journal of Economic Perspectives* 29(3):99-120. を参照されたい。

¹⁹ 近年、国際機関等では規制・法律・政治といった各国の制度的側面を数値化して国際比較しやすくするプロジェクトが盛んに行われており、例えば世界銀行では、規制の質(行政手続き等が簡素化されているのか)、政治的安定性、汚職のコントロールなどを広範に扱った Worldwide Governance Indicators という指標を公表している。OECD では、財・サービス市場における規制や労働市場における雇用保護規制を数値化した Indicators of Product Market Regulation (PMR)、Indicators of Employment Protection という指標もある。またマクロ経済環境を考慮したものには、世界経済フォーラム(World Economic Forum)が公表する国際競争力ランキングが有名である。

²⁰ 世界銀行のウェブサイトには、ビジネス環境ランキングの理論的背景となる関連研究が多数掲載されている(<http://www.doingbusiness.org/research>)。

の間で適度な緊張関係を保てる市場環境を整備することが、日本企業の生産性を引き上げるだろう。働き方改革で高まる人件費に見合う生産性を実現するためにも、また付加価値につながらない長時間労働を是正するためにも、こうした日本における不十分なビジネス環境を迅速に整備していくことは急務だと考える。

④ 日本における製品市場規制の現状

9章③で見てきたビジネス環境ランキングは、主にビジネスを行う上で障害となりうる行政手続きの状況について数値化したものであった。一方、行政手続き以外にも、規制がビジネスの障害として働くことが考えられるが、各国と比べて日本のどの市場規制が問題なのかはこれまで数量的に語られることはあまりなかったように思われる。

こうした問題を克服するため、OECDは先進諸国における製品市場規制の強さをPMRという指標によって数値化し、2000年以降4回公表している。先述の世界銀行のビジネス環境ランキングと併せて日本の製品市場規制の現状を把握することは、今後の企業の生産性を高める政策を考える上で有益と思われる。

最新（2013年）のデータによると、日本の製品市場規制（Indicators of Product Market Regulation: PMR）は先進34ヶ国（米国を除く）中16位と先進国ではほぼ中間で、2013年時点のビジネス環境ランキングとほぼ同じ順位にあり、最先端のオランダなどの国の製品市場規制に近づくことが求められている。

（i）課題は第3次産業の保護や海外事業者との取引に関する規制

では、日本のPMRの順位を上げる（PMRの改善）には何が必要なのか。PMRの構成項目には、政府管理（State control）、企業家精神に関する障壁（Barrier to entrepreneurship）、貿易・投資に関する障壁（Barrier to trade and investment）の3つがある（図表9-14）。

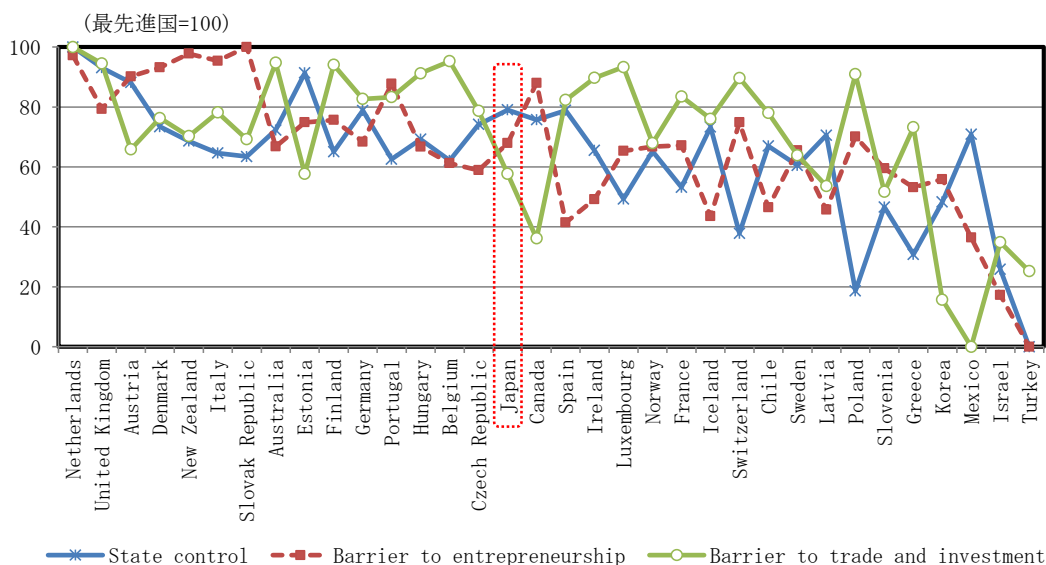
政府管理には、公的企業の存在、民間企業への政府関与、価格管理等がある。企業家精神に関する障壁としては、例えば、許認可制度、規制・手続きの複雑さ、起業時の行政関連の負担、既存事業者の保護規制などが挙げられている。そして貿易・投資に関する障壁については、直接投資や関税といった明示的な障壁と、外国企業に対する差別的取り扱いや貿易促進を妨げる暗黙的な障壁が入っている。

OECD諸国のうち最先進国を100、最後進国を0とすると、最新データ（2013年）において政府管理と貿易・投資に関する規制で最も緩和的なのはオランダ、企業家精神に関する規制ではスロバキアとなっている。逆に、トルコは政府管理と企業家精神に関する規制で最下位、メキシコは貿易・投資に関する規制で最下位だ。全体的に政府管理は各国とも厳しい傾向が見られるが、貿易・投資に関する規制はどこも緩和的、企業家精神に関する規制はその中間である。

日本が他国との比較で最も緩和的と言えるのは、3つの項目のうち政府管理であり、先進国

5位となっている。一方、企業家精神に関する規制は同16位、貿易・投資に関する規制については26位と非常に低くなっている。特に、ネットワーク産業（電力・ガス・水道・航空等）をはじめとする既存事業者への保護規制（Regulatory protection of incumbents）が強いことや、貿易・投資に関する暗黙的な障壁（Other barriers to trade and investment）の存在が、2013年時点における日本の順位を大きく引き下げている。

図表 9-14 製品市場規制における最先進国との乖離（2013年）



(注)OECD諸国のうち各指標の最先端国を100、最後進国を0とし、各国の水準を指数化している。いずれも2013年の数字だが、米国はPMRの数字がないため除いている。

(出所)OECD, Indices of Product Market Regulationより大和総研作成

ネットワーク産業をはじめとする既存事業者への保護規制

まず、企業家精神に関する障壁の大きな課題として挙げられているのが、ネットワーク産業における障壁（Barriers in network sectors）だ。2013年時点であることから、電力やガスにおける生産・流通・販売における事業分離がなされていないことが指摘されているが、その他にも水道事業全体での規制や運送事業者で総量規制が行われている点も指摘されている。

但し、電力は2016年に小売事業が自由化され、ガスも2017年には小売事業が自由化される。こうした現在進行中の一連の改革が、今後の日本のPMR改善につながることを付しておきたい。

その他、独占禁止法の適用除外（Antitrust exemptions）がある点も指摘されている。例えば、農業協同組合のように独占的な購買事業を行っているのにもかかわらず独占禁止法が適用されていないことも含まれるものと思われる。また、既存事業者を保護する参入規制がある業種として、たばこ、航空・宇宙、電力、ガス、水道、空港運営、郵便・配送が挙げられている。

貿易・投資に関する暗黙的な障壁の存在

貿易・投資に関する障壁の大きな課題は、貿易円滑化を妨げる障壁（Barriers to trade facilitation）だ。業種によって規制当局が国際的に調和した基準・認証手続きに従うことが要求されていない場合がある点や、他国と相互承認協定（Mutual Recognition Agreements）の広がり不十分な点²¹を指摘している。

また、海外事業者に対する障壁も改善が必要だ。例えば、航空に関しては、オープンスカイ協定を締結した他国の航空機が日本の領域内の2地点間のみで運送を行う権利（cabotage rights）を認めていない点、地域間の航空協定に参加していない点を取り上げている。さらに、海外事業者が日本の商慣行が競争制限的だと判断した場合でも、それを訴える機関・団体が無い点も指摘している。

その他の規制

その他、政府による企業の直接的なコントロール（Direct control over business enterprises）、価格管理（Price control）、ルールや手続きの平明・簡素化（Communication and simplification of rules and procedures）についても、いくつか課題が指摘されている。

企業に対するコントロールでは、例えば政府が株を保有する企業の存在や保有額の売却制限、他社との M&A や経営層の選出等に関する政府関与などがある。価格管理では、航空、たばこ、医薬品、通信での国際間ローミング、電力、ガス、水道、専門的サービス（会計、法務、エンジニアリング、建築）における価格規制が挙げられている。さらに、規制に関する文章を平明に記述する取決めが存在しない点が、企業の参入障壁となっている可能性がある。

（ii）規制・行政改革でどれだけ日本の成長率は高まるのか？

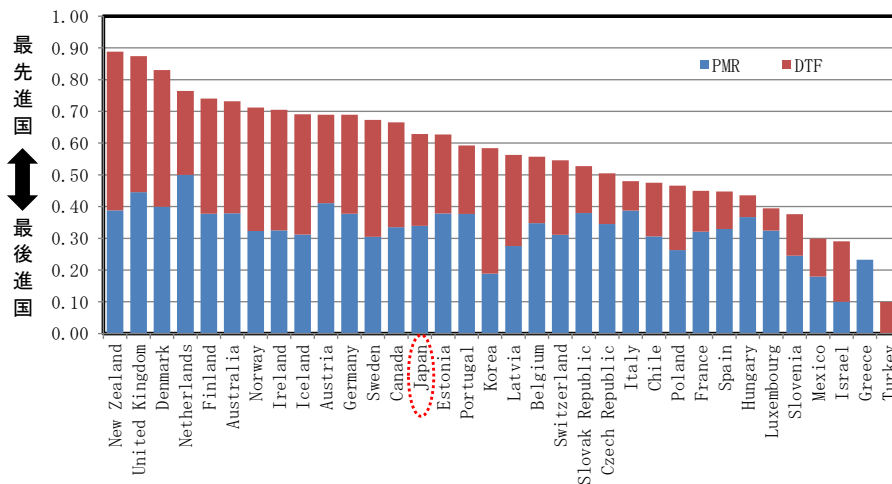
行政手続きだけでなく製品市場規制を併せた改善が1人当たり GDP を引き上げる

企業活動の促進には、本章の前半で述べた行政手続きだけでなく、適切な製品市場規制が必要になる。したがって、両方の水準を上げていくことが求められる。

図表 9-15 は、製品市場規制（PMR）とビジネス環境（DTF）の両者を合成した指標について、最先進国を左にして右へ順に並べたものである。日本はどちらも先進諸国中ほぼ中間に位置しており、合成指標で見ると先進 34 ヶ国中 14 位である。しかし、韓国は世界銀行のビジネス環境ランキングで先進国 3 位と非常に高い位置にあるものの、製品市場規制では同 31 位とかなり低くなっている。その結果、合成指標で見ると韓国は同 17 位まで低下することが分かる。

²¹ 各国で異なる規格・基準が非関税障壁となって貿易取引を妨げないように、各国間で相手国の実施した適合性評価（商品が自国の規格・基準を満たしていること）の結果を認めること。2017年2月現在、日本はEU、シンガポール、フィリピン、タイ、米国との間で相互承認協定が発効しているが、OECD資料では、製造業とエンジニアリングを除いた他業種にまでカバーされていない点を指摘している。

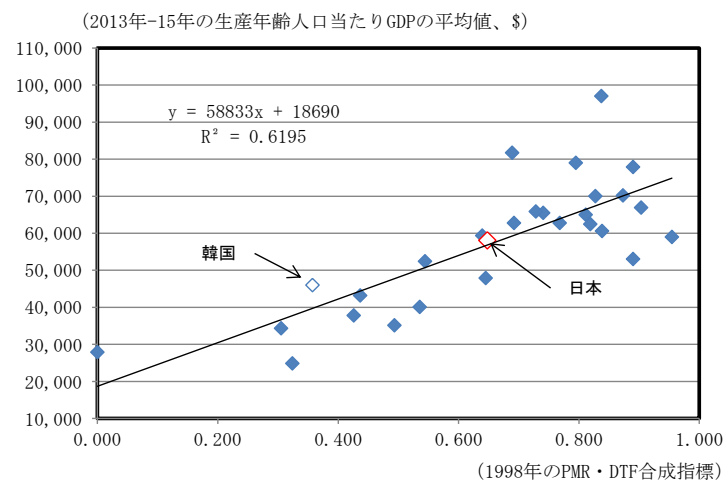
図表 9-15 OECD 諸国における製品市場規制・行政手続きの現状（2013年）



(注)PMR(製品市場規制)・DTF(行政手続き)の合成指標は、OECD諸国のうち各指標の最先進国を1、最後進国を0とし、各国の水準を指数化した後、それらの単純平均を算出した。いずれも2013年の数字だが、米国はPMRの数字がないため除いている。
(出所)OECD, Indices of Product Market Regulation, World Bank, Doing Business2014, より大和総研作成

実際、1998年のデータから合成された両者の指標が良好だと、その15年後以降の生産年齢人口当たりGDP（2013年～15年の平均値（PPPベース））は高い傾向にある（図表9-16）²²。もちろん、1人当たり所得は資本装備率（労働者1人当たり資本ストック）や人的資本の水準などにも規定されるが、企業活動を妨げる規制・行政手続きをなくしていくことは、企業の創造的な活動を支えて、TFP（全要素生産性）を上昇させ、経済全体の所得水準を引き上げるだろう。

図表 9-16 製品市場規制・行政手続きと1人当たりGDP



(注1)PMR(製品市場規制)・DTF(行政手続き)の合成指標は同じウェイトで合成した。但し、1998年のDTFのデータがないので、DTFとの関連性及び統計的な相関性の高さから、代理変数として世界銀行World Governance IndicatorのうちGovernment Effectivenessを用いた。データはOECD諸国(エストニア、スロバキア、チリ、ルクセンブルク、スロベニア、イスラエルを除く)。
(注2)生産年齢人口当たりGDPは2011年基準PPPで換算したGDPを15歳～64歳人口で割って算出。

(出所)OECD, Indices of Product Market Regulation, World Bank, World Governance Indicator, Doing Business(各年版), World Development Indicatorsより大和総研作成

²² 製品市場規制（PMR）、行政手続き（DTF）単体よりも、合成指標を所得に回帰した方が説明力は高かった。

規制・行政改革により日本の1人当たりGDP成長率はさらに1%ポイント強の上昇が可能

より具体的に1人当たりGDP成長率の決定要因を探るため、Wölfel, et al. [2010]²³を参考に1998年～2015年のOECD諸国のデータに関してパネル推計を行うと、製品市場規制のうち企業家精神に関する障壁 (Barrier to entrepreneurship) と貿易・投資に関する障壁 (Barrier to trade and investment)、そして行政手続きの代理指標である、世界銀行の世界ガバナンス指標 (Worldwide Governance Indicators : WGI) にある政府の実効性 (Government effectiveness) が1人当たりGDP成長率に有意に影響を与えることが示された。

図表9-17の推計結果の読み方であるが、3つのPMRはそれぞれ1～6の間の数字を取り、1に近いほど障壁が少ないことを意味する。そのため、PMRが低下すれば1人当たりGDP成長率は押し上げられるので、符号はマイナスになることが予想される。逆に、WGIは上昇すれば政府の実効性が高まることを意味するので、プラスの符号が期待できる²⁴。

PMRのうち政府管理は符号がプラスかつ有意に効いてないが、企業家精神と貿易・投資に関する障壁はいずれも符号がマイナスで有意となっている。数字は、企業家精神に関する障壁と貿易・投資に関する障壁がそれぞれ1ポイント低下(改善)すれば、1人当たり成長率は0.9%ポイント、1.2%ポイント改善することを示す。もし両PMRが0.5ポイント改善、すなわち、企業家精神に関する障壁(2013年現在1.67)が現在のニュージーランドの水準(同1.18)、貿易と投資に関する障壁(同0.71)がフィンランドの水準(同0.20)にまで達すれば、1人当たりGDP成長率は各0.46%ポイント、0.58%ポイント上昇、合計で1%ポイント強も上昇する余地があることを示す。行政手続き(WGI)の改善が加われば、さらに成長率の引き上げも可能だ。

図表9-17 規制・行政改革が1人当たりGDP成長率に与える影響(パネル推計)

被説明変数=生産年齢人口1人当たりGDP成長率	固定効果モデル
PMR・政府管理(State control)	0.004
PMR・企業家精神に関する障壁(Barrier to entrepreneurship)	-0.009 **
PMR・貿易・投資に関する障壁(Barrier to trade and investment)	-0.012 ***
WGI・政府の実効性(Government effectiveness)	0.001 **
その他の変数	yes
サンプルサイズ	122

(注1) ***, **印は、それぞれ1%水準、5%水準で有意であることを示す。

(注2) ハウスマン検定の結果、有意水準1%で固定効果モデルが採択された。

(注3) PMRは1～6までの数値を取り、1に近いほど規制が少ないことを示す。一方、WGIは0から100までの数値を取り、100に近いほど優れていることを表す。

(注4) その他の変数には、生産年齢人口1人当たりGDPの初期値、人口成長率、総固定資本形成の対GDP比の対数値などが含まれる。

(出所) 大和総研作成

²³ Wölfel, A., I. Wanner, O. Röhn, and G. Nicoletti [2010], "Product Market Regulation: Extending the Analysis Beyond OECD Countries," *OECD Economics Department Working Papers*, No. 799, OECD Publishing.

²⁴ その他の変数についてはyesと書かれているが、これは推計式において、経済成長理論に基づいた1人当たりGDP成長率を規定すると考えられる変数(1人当たりGDPの初期値、人口成長率、総固定資本形成の対GDP比、中等教育就学率など)が考慮されていることを示しており、これらが1人当たりGDP成長率に与える影響を取り除いた上で、PMRやWGIが1人当たりGDP成長率に与える影響を推計している。

(iii) エビデンスに基づいた規制・行政改革を加速し、民間企業の創意工夫を引き出せ

今後の日本の課題は、様々な規制・行政改革のスピードを上げていくことだ。そのためには、規制改革が必要な分野を「見える化」し、エビデンスに基づいた議論がまず必要だ。日本の製品市場規制の問題点は第3次産業における参入保護規制や海外取引での手続き面である。ネットワーク産業における規制は海外でもかつて行われていたものであるが、技術進歩に応じてそうした規制を他国では緩和してきており、その流れに日本は遅れている。もちろん、先述のように電力・ガス分野では目下、規制改革が進行中ではあるものの、特に電力分野の規制改革は東日本大震災という外的ショックが起こってようやく進展した経緯がある。決して日本の構造改革が後退しているわけではないが、世界各国の構造改革のスピードと比べるとやや遅いというのが、先に見た世界銀行のビジネス環境ランキングの日本の後退と共通している。

こうしたルールに基づく市場制度の徹底は、交渉力の弱い経済的・社会的弱者に対してもフェアに扱うための仕組みを構築するという目的がある。IoT や AI を経済成長につなげるには新しい発想を市場に取り込む必要があるが、往々にしてそうした発想を持つ企業や個人は弱い立場にあるので、彼らが活躍できるフェアな市場制度が不可欠だ。一方、ルールに基づく市場制度は企業や個人の努力が欠かせないため、政府は行政手続きを含む各種規制の整理・統合や生涯を通じた教育制度の充実といった、努力を積極的に支援する体制も整えるべきだろう。そして判断材料となる情報の開示も極めて重要である。

アベノミクスが本格的に始動して今年で5年目を迎えるが、持続的な回復にはまだやるべきことは多い。民間企業の創意工夫を妨げる参入障壁や付加価値を生まない無駄な時間を減らすことは、先に見た「働き方改革」にもつながっていくだろう。

【経済構造分析レポート】

- ・ 近藤智也・溝端幹雄・石橋未来・笠原滝平・山口茜・廣野洋太「日本経済中期予測（2017年2月）－非連続的な世界の変化を前に、日本は何をすべきか？」2017年2月6日
- ・ No. 55 溝端幹雄「日本のビジネス環境ランキングを上げるには何をすべきか？－行政手続きの数・時間が3分の1、費用半減で3位は射程圏内に」2016年12月27日
- ・ No. 54 石橋未来「オバマケアはどう変わるか？－米国医療制度の転換となるか、トランプ氏の本気度が問われる」2016年12月5日
- ・ No. 53 石橋未来「財政依存度が高まる米国医療保険制度－高齢化や高額処方薬が影響する大統領選後のオバマケア」2016年11月1日
- ・ No. 52 廣野洋太・溝端幹雄「現役世代の将来不安と消費－満たされなかった貯蓄動機が個人消費の回復を阻む」2016年10月31日
- ・ No. 51 近藤智也・溝端幹雄・石橋未来・山口茜「都市と地方のこれからを考える－多様な働き方を実現するために」2016年9月23日
- ・ No. 50 笠原滝平「一括りにしてはいけないインバウンド－外国人旅行者の季節性、地域性等に配慮した適切な対応が求められる」2016年9月8日
- ・ No. 49 笠原滝平「高付加価値化がもたらす輸出構造の変化－日本の輸出構造は量から質へ稼ぎ方が変化」2016年8月31日
- ・ No. 48 石橋未来「2025年までに必要な介護施設－大都市近郊や地方都市での整備が急務」2016年8月25日
- ・ No. 47 溝端幹雄「地方の所得格差と分配問題を考える－地域間格差縮小の主役は企業、家計への波及は道半ば」2016年8月5日
- ・ No. 46 石橋未来「待機児童問題が解消しない理由－海外との比較で見る日本の保育政策の課題」2016年7月8日
- ・ No. 45 山口茜「高齢者は都市が好き？－高齢者移住の現状」2016年6月30日
- ・ No. 44 溝端幹雄「所得分配の現状と成長戦略への示唆－若年世代の所得格差の是正が持続的成長のカギ」2016年5月11日
- ・ No. 43 山口茜「労働市場から消えた25～44歳男性－地域間で広がる格差、抱える問題はそれぞれ異なる」2016年4月8日
- ・ No. 42 石橋未来「同一労働同一賃金の議論に不足するもの－「人」重視の戦略で生産性向上を図るスウェーデンを参考に」2016年4月4日

その他のレポートも含め、弊社ウェブサイトにてご覧頂けます。

URL : <http://www.dir.co.jp/>